

町外の医療機関で治療が必要な方へ 通院費の一部を助成しています！

西ノ島町では、離島特有の負担の軽減と福祉の向上を図ることを目的として、町外の医療機関で治療が必要な方へ通院費の一部を助成します。

助成対象者、手続き方法、助成額は以下のとおりです。

令和4年4月1日受診分より
助成額の一部が
変更になりました！

💡がついている部分に変更箇所です。



対象者 西ノ島町に住所があり、町外の医療機関で治療が必要と医師が認めた方で、下記のいずれかに該当する方です。

- ①中学生以下の子供
- ②障がい者手帳をお持ちの方
- ③不妊治療を受ける方
- ④特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方で、その対象療養で受診が必要な方
- ⑤小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、その対象療養で受診が必要な方
- ⑥必要な付き添い者（付き添いで1名限り）
 - 中学生以下の子供
 - 身体障がい者手帳1種の方
 - 療育手帳A判定の方
 - 精神障がい者保健福祉手帳1級の方

手続き方法 役場健康福祉課へ以下のものを持参し、申請の手続きをしてください。

- ①医療機関で受領した領収書または診療明細書
- ②隠岐汽船乗船の領収書
- ③宿泊施設の領収書 利用者のみ
(宿泊者氏名、宿泊日が記載されたもの)
- ④希望の振込先の預金通帳
- ⑤印鑑
- ⑥障がい者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証 該当者のみ



助成額 次により算出した交通費と宿泊費の半額を助成します。(100円未満切り捨て)

区分	交通費		💡 宿泊費
	船	バス	
本土	高速船 運航時	往路：高速船、復路：フェリー2等の半額 ※ただし、往復フェリー利用の場合は、その半額	定額 5,000 円の半額 (2,500 円) ※ 3 歳未満助成なし
	高速船 休航時	往復：フェリー2等の半額	定額 5,000 円の半額 (2,500 円) (1 受診日につき最高 2 泊) (1 泊につき：2,500 円) ※ 3 歳未満助成なし
隠岐の島町	高速船 運航時	往復：高速船の半額 ※ただし、往復または片道フェリー利用の場合は、その半額	助成なし
	高速船 休航時	往復：フェリー2等の半額	定額 5,000 円の半額 (2,500 円) ※ 3 歳未満助成なし



医療を受けた日から **2年以内に申請** をしてください！

お問い合わせ先：西ノ島町役場 健康福祉課（電話：08514 - 6 - 0104）

\\ もっと! //

郵便局窓口での公的証明書の発行が便利になりました！

昨年3月より、郵便局窓口で公的証明書の交付を行っていますが、令和4年4月1日より、一部の公的証明書について、代理人による交付請求の受け付けができるようになりました。また、一部のサービスが追加されましたので、ぜひお近くの郵便局にてご利用ください。



種 類	請 求 可 能 な 方
<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・住民票記載事項証明書 	本人または本人と同じ世帯の方のもの ※委任状があれば上記以外の代理人が請求することも可能 ※同居していても世帯が分かれている場合は委任状が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄抄本 ・除籍謄抄本 ・改製原戸籍謄抄本 ・戸籍附票の写し 	本人及び同一戸籍（戸籍の附票）に在籍されている方のも ※委任状があれば上記以外の代理人が請求することも可能
<ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書 ・所得証明書 ・課税証明書 など 	本人または本人と同じ世帯の方のもの ※委任状があれば上記以外の代理人が請求することも可能 ※同居していても世帯が分かれている場合は委任状が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証明書 	登録した本人のもののみ ※委任状による代理人請求は不可
<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録の廃止申請 	登録した本人のもののみ ※委任状による代理人申請は不可

NEW

※印鑑登録証明書の交付、印鑑登録の廃止の申請に限っては、登録した本人のもののみしか受付できません。



お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課 戸籍係（電話：08514 - 6 - 0103）



令和4年度

人権・行政相談所開設のご案内

人権・行政相談所とは、広く住民の方に人権・行政相談をご利用いただくため、各地域にて開設しております。

近隣関係における悩みごと、困りごと、行政の制度・運営の改善についての意見・要望等何でも相談に応じます。相談は無料で秘密厳守。お気軽にご利用ください。令和4年度は右記のとおり「人権・行政相談所」を開設する予定です。

★お願い★

- マスクの着用、手指消毒等感染症対策にご協力をお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症感染状況によっては中止となる場合もありますので、予めご了承ください。



お問い合わせ先：

人権相談 ▶ 西ノ島町役場 町民課（電話：08514 - 6 - 0103）

行政相談 ▶ 西ノ島町役場 総務課（電話：08514 - 6 - 0101）

開 設 日	場 所
6月3日（金）	浦郷シルバー会館
9月2日（金）	美田児童館
※10月19日（水）	浦郷シルバー会館
12月2日（金）	黒木公民館
3月3日（金）	物井公会堂

※10月19日(水)は、行政相談所のみでの開設となります。

時間：10時～12時（最終受付：11時30分）